

## 愛顔のこどもまんなか懇談会 開催概要（案）

## 【開催趣旨】

「こども基本法」（令和5年4月施行）では、都道府県こども計画について政府の「こども大綱」を勘案し作成に努めると規定されており、本県では、「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）の後継として「愛媛県こども計画（仮称）」の策定に向けた作業を進めている。

策定にあたっては、こども基本法は自治体にこどもの意見の反映に係る措置を講ずることを義務付けていることから、知事出席のもと、こどもから直接意見を聴く「愛顔（えがお）のこどもまんなか懇談会」を開催する。知事が出席することで、こども計画や関連施策にこどもの意見を反映する狙いがある。

1. 日 時：令和6年9月14日（土）10：30～11：30（知事出席）  
※参加者は9時ごろ集合し、参加者同士の交流の時間を設けてリラックスした雰囲気を作る。
2. 会 場：えひめこどもの城 多目的ホール
3. 参 加 者：愛媛県内の概ね11～15歳
4. 募集方法：ロゴフォーム経由での公募（応募多数の場合は抽選）
5. 特 典：希望者にはとべもリジップラインの無料体験
6. 内 容：知事とこどもとの座談会（詳細は添付スケジュール案を参照）
  - ・ファシリテーター（こどもの城・敷村園長）の進行のもと、知事とこどもたちが「こどもに優しい愛媛県」に必要な取組みについて座談会形式で話し合う
  - ・こどもからの意見には知事が適宜回答するのではなく、県こども計画の策定時にまとめて回答する
7. 周知方法：チラシを作成し、下記の場所での配布・掲出を計画
  - ・県ホームページ、SNS
  - ・県内市町
  - ・県内児童館、こども食堂など、こども関連施設
8. ヒアリングについて：まんなか懇談会に代わって、県職員がこども・若者関連施設に出向いて直接意見を聴取するヒアリング調査を実施する。地域や団体の特性を考慮して

10 団体程度での実施を想定。

ヒアリング実施施設	意見聴取対象者	
・子育てサークル	未就学児とその保護者	出産、子育て支援について
・放課後児童クラブ	共働き世帯の小学生	放課後や長期休暇の過ごし方について
・子ども食堂	こどもと地域の支援者	地域でこどもを育てる取組みについて
・児童館	小学生～中学生	こどもの遊びや体験の場について
・フリースクール	不登校児童・生徒	多様な学びに関する意見
・児童養護施設	養護を要する児童	理想の生き方を実現するために必要な支援について
・県立病院	病気のこどもと保護者	こどもの学びや保護者の就労などの課題について
・高校	高校生	進学や就職など進路について
・大学内サークル	大学生	就職や結婚について
・県庁愛顔 PT	20 代社会人	結婚や出産について

9. 意見の反映：こどもまんなか懇談会、ヒアリング調査で聴取した意見は、「愛媛県こども計画（仮称）」に反映するとともに、県の実施することも関連施策の参考とする。意見に対する回答は、「愛媛県こども計画（仮称）」の策定時にまとめて県ホームページで公表する。

10. 次年度以降の方向性：こども基本法では、こどもの意見表明機会の確保・こどもの意見の尊重が基本理念に掲げられており、第 11 条では自治体にこども施策の策定等に当たってこどもの意見の反映に係る措置を講ずることが義務付けられていることから、「愛媛県こども計画（仮称）」の策定後も、継続的にこどもや若者の意見を聴取する場を設ける方針。県内の複数市町もこどもや若者の意見を聴取する場の設置を予定していることから、県と市町が連携し、より効果的にこどもや若者の意見を聴取する場の在り方を検討してまいりたい。